

特集 《知財における人材育成》

# 審査官の人材育成に関する最近の取組について

特許庁特許審査第四部伝送システム上席審査長 森川 幸俊

## 要 約

企業のグローバル化の進展やビジネスモデルの変容・多様化などにより、知財人材に求められる人材像も変わりつつある。そのような中、「知財人材育成プラン」では、審査官に対して、新たなニーズに対応した適切な権利の設定のために、外国語能力の強化、的確な技術動向の把握、技術対応幅の拡大、法的・ビジネス的素養の向上などを求めている。

他方、国際的には、審査のワークシェアリングを効果的に進める観点から、研修関連で五庁間の国際的な連携を深める動きが始まっている。

このように、審査官の人材育成に関しては、新たな時代に柔軟に対応できるよう審査官の知識・能力の一層の向上に努めると同時に、国際的な連携にも適切に対応することが求められている。本稿では、審査官の人材育成に関する最近の取組について紹介する。

## 目次

1. はじめに
2. 平成 24 年度の人材育成関連の具体的施策の概要
3. 審査の国際化への対応
  - (1) 審査官の語学能力の向上
  - (2) 英語による審査実務の情報発信力の強化
4. 中長期的な視野での審査官の人材育成
  - (1) 若手審査官に対する研修
  - (2) 上席審査官に対する研修
  - (3) 管理職に対する研修
5. 五庁間における研修の国際的な連携
  - (1) 五庁研修相互参加プロジェクトへの対応
  - (2) 五庁審査官ワークショップへの参加
6. おわりに

## 1. はじめに

企業のグローバル化の進展、産業構造やイノベーションモデルの変容・多様化、新興国の台頭などにより、知財人材に求められる人材像も変わりつつあります。

このような中、「知的財産推進計画 2012」においては、我が国の知財システムの競争力を高め、新たな時代に対応する知財人材を加速的に育成・確保するため「知財人材育成プラン」<sup>(1)</sup>を強力に実行することとされています。

同プランの中で、審査官に対して、新たなニーズに

対応した適切な権利の設定のために、審査官の外国語能力の強化、最新の技術を含めた的確な技術動向の把握、技術対応幅の拡大、法的専門性やビジネス的素養の向上などを求めています。

他方、国際的には、審査のワークシェアリングを効果的に進める観点から、研修関連での五庁間の国際的な連携を深める動きが始まっています。

このように、審査官の人材育成に関しては、新たな時代に柔軟に対応できるよう審査官の知識・能力の一層の向上に努めると同時に、国際的な新たな取組にも適切に対応することが求められています。

そこで、今回は、審査官の人材育成に関して、特許審査部で審査官を育成することを検討しているチーム（以下、「人材育成チーム」）の新たな取組を中心に、最近の活動を紹介します。

## 2. 平成 24 年度の人材育成関連の具体的施策の概要

特許庁の人材育成<sup>(2)</sup>の基本方針である「研修基本方針」（平成 21 年 3 月改訂）の理念に基づき、「平成 24 年度研修計画」が定められ、それを受けて平成 24 年度の人材育成関連の具体的施策が策定されています。

平成 24 年度の具体的施策としては、次の 5 つの柱から成り立っています。

- ① 審査官補の着実な育成及びその後のフォローアップ
- ② 審査官（補）として求められる知識・能力の充実
- ③ 審査の国際化への対応
- ④ 中長期的視野に立った人材育成
- ⑤ 五庁間における研修の国際的な連携

このうち、①及び②については、従前より継続している施策であり、その基本的内容については、特許懇誌（特許懇 247 号<sup>③</sup>）で詳しく紹介されています。

なお、②に関連する「技術研修」については、柔軟な審査体制の構築に向けて、担当技術分野の変更や拡大の機会が増えていることから、審査官のニーズに応じた技術研修を一層充実させるとともに、タイムリーに受講できる環境の提供を図っています。

### 3. 審査の国際化への対応

英語 PCT の拡充、国際特許分類の調和プロジェクトへの対応など、これまで以上に審査官（補）が英語を使用して審査業務、審査周辺業務を行うことが多くなっていくことが見込まれることから、英語に対応できる能力を備えた審査官（補）の育成を強化する必要があります。

また、中国語を始めとする英語以外の外国特許文献の蓄積が急速に増大しており、信頼性のある審査結果を他庁に発信するためには、英語のみならず中国語等にも知識を有する審査官（補）を育成していくことも急務となっています。

これらを踏まえて、「知財人財育成プラン」では、  
「○特許庁審査官・審判官

（略）業務の国際化に対応するため、語学研修及び海外留学の積極的活用等を通じて、実践的な語学力を磨く。」と明記されています。

さらに、国際知財戦略では、アジアの実体審査への協力や新興国審査官の戦略的な人材育成を実施することが、今後取り組むべき具体策として掲げられています。また、従来から実施されている国際審査官協議に加えて、五庁プロジェクトにおける「共通トレーニングポリシー」による五庁研修相互参加プロジェクト、五庁審査官ワークショップが実施されていることを踏まえると、審査官が英語による審査実務についての情報発信能力を身につけることが必要となっています。

このような状況に対応するため、以下のような取組を行っています。

#### （1）審査官の語学能力の向上

語学力を向上するためには、地道な自己研鑽が欠かせませんが、審査官の語学力の向上を支援するため、特許庁独自に研修計画に基づいて外国語研修を実施しています。

外国語研修については、受講できる言語の種類<sup>④</sup>が多く、受講スタイルに応じて、集合型・通学型・通信教育型の各コースを選択できます。また、通年通塾型のほかに、短期（2日間～4日間）・集中で実施される英語に重点を置いた合宿型の研修メニューも提供されています。

平成 24 年度、特許庁の外国語研修をより充実すべく、研修内容等について一部変更を行いました。その 1 つが「実践的な中国語リーディングコース研修の新規開設」です。

中国語リーディングコース研修は、教材の中に技術的に易しい中国特許文献も取り入れて、リーディングに特化した実践的な研修を実施しています。審査官として、漢字文化圏の強みをいかしながら中国語の特許文献に最適のリーディングスキルを身につけることを目指します。なお、中国語の基礎文法や辞書の引き方等の初歩的な知識は受講において不可欠ですので、中国語の初級クラスを修了したレベルの受講者を対象としています。ここ数年、中国語研修の初級クラスを受講する審査官が増加傾向にありますが、初級クラス修了後、継続してこのリーディングコース研修を受講して、審査業務でいかせる実践的なスキルの習得を目指しています。

#### （2）英語による審査実務の情報発信力の強化

平成 23 年度より、我が国審査実務の情報発信力を強化するため、英語による審査実務の説明能力を高めることを目的に、実践的な「特許実務プレゼンコース研修」<sup>⑤</sup>を開設しました。

このプレゼンコース研修は、「基礎」、「応用」の 2 つのパートから構成されています。最初の「基礎」編では、英会話講師から英語を用いた一般的なプレゼンテーションの基礎を習得します（週一回・5 週間）。その上で、「応用」編として、日米双方の審査実務に精通する専門家から、特許庁の審査基準（新規性、進歩性等）をテーマにした英語のプレゼンテーションについて専門的な指導を受けます（2 日間）。

昨年度は、手探りで作成したカリキュラムで研修効

果がどの程度期待できるのか不安な面がありましたが、受講生（審査官8名）<sup>(6)</sup>の真摯な学習態度に加えて、米国在住の弁護士・山口洋一郎先生の、長年に亘る米国での実務経験に基づく実践的な指導もあって、受講生の英語による審査実務のプレゼンテーション能力は大幅に向上しました。

今年度は、昨年度修了した審査官の多くが、プレゼンコース研修「応用」編に聴衆として参加し、受講生のプレゼンに多面的な質問や改善提案を行うことで、山口先生の指導に加えて相互研鑽により研修効果を更に高めています。これから、特許庁として、英語による審査実務の情報発信力を強化する上で、「特許実務プレゼンコース研修」を用いた人材育成は必要不可欠のものとなるでしょう。そして、「特許実務プレゼンコース研修」で培ったプレゼンテーション能力をいかして、審査官が日本からの情報発信等の新たな業務に携わることになれば、世界各国の特許制度、審査実務、分類等の調和を進めるためにも有益なものとなります。

なお、本研修の受講者は、外国の審査官に対して英語で我が国の審査実務を発信する業務を通じて、研修の成果を実践でいかしているところです。研修と実際の業務とを有機的に連動させて、人材を効果的に育成・活用することは、これからの人材育成の重要な柱となっていくでしょう。

#### 4. 中長期的な視野での審査官の人材育成

審査官としてのキャリアを積んでいく過程でそれぞれの職責・ポストに必要な能力の育成を図るためには、中長期的な視点に立った計画的な人材育成が必要です。また、審査官補や若手の審査官に対して、的確な指導・助言を行うことができる人材を中長期的な視点から育成することも必要となります。

このため、人材育成チームでは、審査官の職責・ポストに応じた各種研修を企画・実施して、中長期的な視点から、人材育成に取り組みます。

##### (1) 若手審査官に対する研修

平成23年度から始めた研修で、自己のキャリアパスについて考える機会を提供するため、審査以外の業務経験者を講師として、行政官として培った様々な経験や行政官としての仕事の魅力を講義してもらいます。平成24年度は、審査以外の業務経験前の特定の

入庁年次の審査官を受講対象とし、上半期・下半期に一回ずつ、各回2名の講師を招いて実施しました。若手審査官に対して、自分の将来設計を真剣に考えるきっかけにするとともに、審査以外の業務の一般的な心構えなど有益な情報も併せて提供できるよう研修内容を充実していきます。

##### (2) 上席審査官に対する研修

上席審査官として新たに期待される能力（「信頼関係の構築能力」、「業務管理能力」及び「人材育成能力」）について理解を深めるとともに、そのような能力の開発を促進するための研修です。受講対象は、原則、新任の上席審査官です。研修では、審査室の身近な事例を題材として、ワーク主体の実践的な指導を行います。平成23年度より、試行的に開始しましたが、内容的にはまだ改善の余地があると考えています。受講者や講師の意見を踏まえて研修の質の更なる向上を目指します。平成24年度は、上席審査官の昇任時期に合わせて、春と秋の年2回、実施しています。

##### (3) 管理職に対する研修

審査部の管理職は、審査に対するニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、審査に対する計画の立案を行うとともに、審査官に対して適切な指導を行い、その能力開発を行うなど、審査官の人材育成を行うことが求められています。

管理職向けの研修として、従前から、主に部下の育成、組織管理の能力の向上を目的とした管理職研修が実施されています。

しかしながら、ビジネス戦略に伴う審査ニーズの多様化や、知財の急激なグローバル化が進展する状況下において、管理職が審査官の人材育成に適切に対処するためには、新たな視点での管理職に対する研修を拡充させていく必要があります。

そのため、最新の知財マネジメントや諸外国の実情に関する素養を管理職が身につけるべく、企業の事業戦略と知財戦略に関する研修、米国の特許実務に関する研修を、平成23年度より実施しています。

#### 5. 五庁間における研修の国際的な連携

五大特許庁<sup>(7)</sup>長官会合における「10の基礎プロジェクト」の一つに、「共通トレーニングポリシー」があります。「共通トレーニングポリシー」は、各庁の研修課

程及び内容に関する情報を共有し、ベストプラクティスを相互に比較研究することにより、研修リソースの利用を最大化し、審査官研修の効率性を高めるプロジェクトです。具体的なプロジェクトとして、各庁が実施する自国の審査官向け研修に他庁の審査官が一緒に参加する五庁研修相互参加プロジェクト、五庁審査官ワークショップの開催があります。

#### (1) 五庁研修相互参加プロジェクトへの対応

五庁研修相互参加プロジェクトは、各庁が実施する自国の審査官向け研修に他庁の審査官が一緒に参加することで、各庁の審査実務について審査官レベルでの相互理解を図り、ワークシェアリングを促進することを目的としています。

研修相互参加プロジェクトへの特許庁の対応として、審査官を他庁で実施される研修に派遣するとともに、特許庁の特定の研修<sup>(8)</sup>を開放し、他庁審査官を受け入れています。

平成24年度、新たに「審査官補コース研修」のうち主要な講座を開放したところ、EPOから1名、SIPOから2名の審査官が派遣され、新人と一緒に約一か月間受講しました。

なお、特許庁で他庁審査官向けに開放している研修は、当然ながら、全て日本語で実施しています。このため、他庁の審査官は、日本語のリーディング及びヒアリングが十分にできないと特許庁の研修にはついていけません。この言語の壁の問題は、非英語圏であるSIPO、KIPOについても共通していますが、SIPO、KIPOは、五庁研修相互参加プロジェクトへの新たなアプローチとして、英語による他庁審査官向けの研修を平成23年度新設しています。

#### (2) 五庁審査官ワークショップへの参加

五庁審査官ワークショップは、国際的なワークシェアリングを効率的に推進していくために、各庁のサーチ・審査手法の把握とベストプラクティスを五庁間で共有することを主な目的としています。これまでに、4回開催され、直近の平成24年10月に中国で行われたワークショップ<sup>(9)</sup>では、共通案件の審査に関するワークセッションとして、機械・化学・電気の3分野各々について選択された共通案件を審査対象として、五庁の各分野の審査官による4テーマ（サーチ・先行技術・新規性・進歩性）に関するプレゼンテーション

及びディスカッションを実施しました。五庁の審査実務について一度に情報交換をすることができたことから、審査官協議の一形態として効率的であるとともに五庁実務を相互に深く理解する上でも有意義なものとなっています。

なお、平成24年6月に開催された五庁副長官会合において、USPTOからの提案を受け、五庁研修担当からなる研修担当チームを設立し、新たなプロジェクトの内容について議論していくことが決定されています。五庁間での研修関連の連携が模索される中、今後の特許庁の人材育成の在り方については、国際的な連携も視野に入れて検討していく必要があります。

## 6. おわりに

知財を取り巻く環境が大きく変わりつつある状況において、法令・基準にのっとりた迅速・的確な審査ができる人材の育成という基本原則は堅持した上で、審査官の人材育成の在り方も見直していく必要があります。そのために、人材育成の重要なツールである研修を必要に応じて見直し、その時代に適したものに作り替えていかなければなりません。

「知財人財育成プラン」では、知財のグローバル化と変容する知財マネジメントに対応し得る知財人財の育成を主眼としています。また、「知的財産推進計画2012」では「審査・審判の品質を向上する体制の整備」の施策例として「審査品質の管理を行う人財の育成・確保」や「事業起点型の知財戦略に資する特許審査官の育成」等が挙げられています。それらに対応できる審査官をどのように育成していくべきか、試行錯誤を続けています。

そのような中で、幾つかの新しいタイプの研修を試行しています。その一例が、管理職を対象として実施している、企業の事業戦略と知財戦略に関する研修です。この研修は、企業の事業戦略と知財戦略との関連を実例を通じて検証し、ビジネスの視点からみた強い特許についての理解を深めるものです。ただ、ビジネスの視点からみた強い特許の実体については、一朝一夕に把握できるものではなく、そのような強い特許を生み出すために特許庁が果たすべき役割について模索している状態にあり、研修はまだ試行の域を出ていません。

これからの審査官の人材育成は、新たな領域にも踏み込んでいく必要があることから、いろいろな面で試

行錯誤があると思いますが、失敗を恐れず、時代に適切に対応できる審査官の育成を、人材育成チームとして積極的に支援していきたいと考えています。

なお、本誌に掲載した内容は、特許懇 266 号を基に修正加筆したもので、内容は著者の個人的な見解であり、特許庁の見解を表明するものではありません。

**(参考文献)**

- (1) 「知的財産推進計画 2011」に基づき、グローバル市場を重視したイノベーション戦略に基づく知財マネジメント人材の育成・確保を主眼とし、中長期的に国として取り組むべき方向性を示す。本プランでは、「人材」(human resource)ではなく、「人財」(human capital)という表記を用いる。(「知財人材育成プラン」より抜粋)
- (2) 「人材育成」とは、特許庁が職員に対して行う研修や OJT

- といった働きかけだけではなく、職員が行う自己研鑽をも含むものである。(「研修基本方針」より抜粋)
  - (3) 特許懇ホームページ <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/247tokusyu4.pdf>
  - (4) (平成 24 年度) 英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語
  - (5) 詳細については、特許懇 266 号参照
  - (6) 受講対象：既に一定レベルの英語力(最低 TOEIC 820 点以上)を有する審査官であって、この研修の受講を通じて、新興国の人材育成や他庁に対する研修の講師等の即戦力となることが期待される者
  - (7) 五大特許庁(五庁)：日本国特許庁(JPO)、欧州特許庁(EPO)、米国特許商標庁(USPTO)、中国国家知識産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)
  - (8) 「審査应用能力研修 2」と「検索エキスパート研修」
  - (9) 詳細については、特許懇 266 号参照
- (原稿受領 2012. 12. 5)

**日本弁理士会の**  
**『特許等出願援助制度』をご活用ください**  
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

**JPAA**  
Information

**特許出願等援助制度とは？**

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

**援助対象者は？**

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

**援助の費用は？**

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

**援助の条件は？**

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

**利用の流れ**

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら  
弁理士の設定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで